

昭和 5 7 年	5 月 1 6 日	制定
昭和 6 2 年	月	日改訂
平成 4 年	4 月 5 日	改訂
平成 6 年	4 月 2 3 日	改訂
平成 7 年	4 月 1 5 日	改訂
平成 9 年	4 月 2 6 日	改訂
平成 1 1 年	4 月 1 7 日	改訂
平成 1 6 年	4 月 2 4 日	改訂
平成 1 8 年	4 月 2 2 日	改訂
平成 2 3 年	4 月 2 3 日	改訂
平成 2 7 年	4 月 2 5 日	改訂
令和 3 年	4 月 2 4 日	改訂

静岡県大学・職場・一般吹奏楽連盟 連盟規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本連盟は、静岡県大学・職場・一般吹奏楽連盟（以下本連盟という）と称する。

(地位)

第 2 条 本連盟は、静岡県内の各吹奏楽連盟の統括組織である静岡県吹奏楽連盟を経由し、東海吹奏楽連盟（全日本吹奏楽連盟東海支部）の規約に基づき負担金を納入し、その傘下に入るものとする。

(所在地)

第 3 条 本連盟の所在地は、理事長が所属する会員の所在地とする。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 4 条 本連盟は、高専、大学、職場および地域において吹奏楽による音楽活動の展開、研究並びに事業の開催等を通じて音楽文化の向上につとめ、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 5 条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 吹奏楽に関する講習会、研究会および演奏会の開催
2. 他の吹奏楽連盟との連絡および情報交換
3. 吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストの開催
4. その多目的達成に必要な事業

第3章 会員

(構成)

第 6 条 本連盟は、静岡県内に所在し活動する高専、大学、職場および一般の吹奏楽団および3名以上の構成員を有する管・打楽器アンサンブルを以って組織する。また、本連盟に加盟する団体を会員とする。

(資格)

第 7 条 本連盟に加盟する団体の構成員は、原則として静岡県吹奏楽連盟に加入するほかの団体の構成員を含むことを認めない。ただし、前記団体の責任者による承認がある場合はこの限りでない。

(会員の種類)

第 8 条 本連盟に加盟する団体は、その希望するところにより次の各項のいずれかに分類される。

1. 正会員
2. アンサンブル会員

(権利の制限)

第 9 条 会員は以下の権利を有する。

1. 正会員は本連盟の行う事業のすべてに参加し得る権利を有する。
2. アンサンブル会員は、本連盟の行う事業のうち、吹奏楽コンクールへの出場を除くすべての事業に参加し得る権利を有する。

(手続き)

第10条 本連盟に加盟もしくは脱退しようとする会員は、別途細則に定める手続きをもってこれを行う。ただし、除名処分となった会員についての再加盟は認めない。

第4章 組織および役員

(組織の名称)

第11条 本連盟に次の組織をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 支部会
4. 事務局

(組織の構成)

第12条 総会は、全会員によって構成され本連盟の最高議決機関とする。

第13条 理事会は、理事によって構成され本連盟の執行機関とする。

第 1 4 条 本連盟に支部を設ける。支部は静岡県吹奏楽連盟の区分による 3 支部、東部、中部、西部に加え、浜松支部の 4 支部とする。

第 1 5 条 事務局は、本連盟の行う各種事業の運営に伴う庶務に当たる。

(役員の名称)

第 1 6 条 本連盟に次の役員をおく。

- | | |
|------------|----------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 理 事 長 | 1 名 |
| 3. 副理事長 | 2 名 |
| 4. 支 部 長 | 4 名 |
| 5. 理 事 | 若干名 |
| 6. 事務局長 | 1 名 |
| 7. 会 計 | 1 名 |
| 8. 監 事 | 2 名 |
| 9. 顧問および参与 | 必要に応じ若干名 |

第 1 7 条 理事長以下副理事長、支部長、理事、事務局長および会計を理事と総称する。

(役員の選任)

第 1 8 条 理事長は、総会において会員の互選により選任する。

第 1 9 条 会長は理事長が委嘱し、副理事長、支部長、理事、事務局長、会計は理事長が指名し、総会の承認を得るものとする。

第 2 0 条 監事は総会において会員の互選により選任する。この際、前条により選出された理事は監事を兼務できない。

(役員の任期)

第 2 1 条 役員の任期は 2 年とし、再任はこれを妨げない。

第 2 2 条 欠員補充により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 2 3 条 役員は以下の職務を遂行する。

1. 会長は本会を代表し、本連盟の運営全てを補佐、監督する。
2. 理事長は本連盟を統括し、その運営にあたる。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
4. 支部長は当該支部を代表し、その支部会にて協議した結果について理事会にこれを報告、提議する。
5. 事務局長は本連盟の主催する諸事業の事務局を務める。
6. 会計は本連盟の財務を担当し、理事長承認のもと所定の理事会およ

び総会にてその報告を行う。

7. 会長及び理事は理事会を組織し、本連盟の運営を審議し遂行する。

8. 監事は諸事業の運営並びに会計につきこれを監査する。また、総会への期末会計報告にあつては監査報告を行わなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第24条 会議は総会、理事会および支部会とする。

(会議の招集)

第25条 総会は理事長がこれを招集し、議長は出席会員の互選により選出する。

第26条 定期総会は当該年度の6月30日までに開催する。ただし、理事会の決議もしくは会員の過半数の署名による要求があつたときには、理事長は臨時総会を30日以内に招集しなければならない。

第27条 理事会は理事長が議長として随時これを招集する。ただし、理事の過半数の要求があつたときには、理事長はこれを15日以内に招集しなければならない。

第28条 支部会は支部長がそれぞれ議長として随時これを招集する。

(会議の定足数)

第29条 総会および理事会の定足数は構成員の2分の1以上とする。

第30条 総会および理事会の議決は出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の議決事項)

第31条 総会に付議すべき事項は次の各号とする。

1. 規約の制定および改廃
2. 決算および予算の承認
3. 年間事業報告および計画の承認
4. 理事長および監事の選任
5. 理事長、監事を除く役員の承認
6. 役員の罷免
7. その他理事会が必要と認めた事項

第32条 理事会に付議すべき事項は次の各号とする。

1. 規約の細則に関する件
2. 会計の運用に関する件
3. 事業計画とその運営に関する件

4. 新規加盟団体の承認、脱退団体の確認および除名処分に関する決議
5. 静岡県吹奏楽連盟、東海吹奏楽連盟およびその他の文化団体との関係に関する件
6. その他必要と認めた事項

第6章 会計

(経費の支弁)

第33条 本連盟の経費は連盟費、助成金、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(連盟費)

第34条 連盟費は次の各号よりなる。

1. 新規加盟する場合は、登録料3,000円と別途会計細則で定める年会費を納入する。
2. 継続加盟する会員は別途会計細則で定める年会費を毎年総会当日までに会計に納入しなければならない。
3. 毎年5月31日までに会費の納入が無い会員は理事会において除名とすることができる。
4. 再加盟費は会計細則で定められた通りとする。

第35条 いったん納入された連盟費は誤って納入されたものでない限り返還されない。

(会計年度)

第36条 本連盟の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 附則

(細則)

第37条 本規約の施行に必要な細則は別途理事会により定める。

(規約の発効)

第38条 本規約は令和3年4月24日より施行する。